

人事行政の運営等の状況の公表について

いわき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第1号)第6条の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について公表します。

平成26年1月24日

いわき市長 清水 敏 男

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免

① 採用状況(平成24年度実績)

試験及び職種の区分		採用者数	
試験採用	上級職	一般行政職	19
		技術職	26
		消防職	6
		小計	51
	初級職	一般行政職	16
		技術職	7
		保育士	5
		幼稚園教諭	4
		消防職	9
		小計	41
	専門職	福祉職	4
		学芸員	1
		病院事務職	1
		小計	6
	医療職	保健師	2
		看護師	21
		薬剤師	2
		診療放射線技師	6
		臨床検査技師	8
		臨床工学技士	2
		理学療法士	2
言語聴覚士		1	
小計		44	
計	142		
選考採用	一般行政職	1	
	指導主事	5	
	医師	21	
	小計	27	
総計		169	

(注) 平成24年4月1日～平成25年3月31日に採用した職員数です。

② 再任用短時間勤務職員の任用（平成24年度実績）

区 分	行政職	技能労務職	医療職	計
再任用職員数	17	17	1	35

※ 再任用職員とは、定年退職者等の中から従前の勤務実績等に基づく選考により、1年ごとの任期で任用された者です。

③ 退職状況（平成24年度実績）

区 分	定年退職	依願退職	死亡退職	分限退職	懲戒免職	失職	再任用満了	計
退職者数	114	86	3	1	0	0	44	248

(2) 職員数の状況

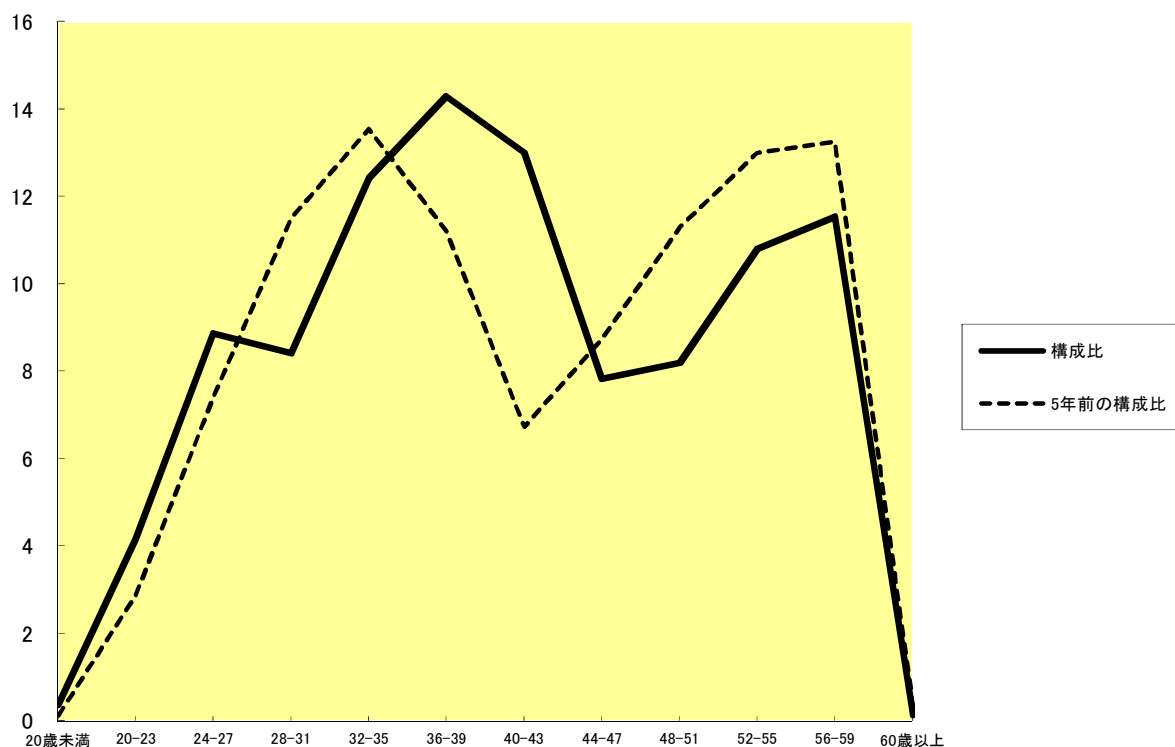
① 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普通 会計 部門	議会	16	17	1	業務の増
	総務企画	381	392	11	欠員補充及び業務移管
	税務	130	129	△1	欠員不補充
	民生衛生	781	763	△18	浄化センター民間委託
	商工労働	42	41	△1	業務移管
	農林水産	107	107	0	—
	土木	188	195	7	災害対応業務の増
	小 計	1,645	1,644	△1	
	教育部門	260	264	4	欠員補充
	消防部門	355	351	△4	退職不補充
小 計	615	615	0		
公営 企業 等 会計 部門	病院	993	976	△17	退職不補充
	水道	177	155	△22	水道料金徴収業務民間委託
	下水道	66	61	△5	浄化センター民間委託
	その他	95	103	8	災害対応業務の増
	小 計	1,331	1,295	△36	
合 計	3,591	3,554	△37		
		[4,290]	[4,290]	[0]	

(注) 1 職員数は、各年の4月1日現在の一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

② 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	13人	148人	315人	299人	441人	508人	462人	278人	291人	384人	410人	5人	3,554人

③ 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
	一般行政	1,798	1,728	1,695	1,708	1,645	1,644	
特別行政	635	620	619	626	615	615	△ 20 (△ 3%)	
普通会計部門計	2,433	2,348	2,314	2,334	2,260	2,259	△ 174 (△ 7%)	
公営企業等会計部門計	1,538	1,522	1,423	1,381	1,331	1,295	△ 243 (△ 16%)	
総合計	3,971	3,870	3,737	3,715	3,591	3,554	△ 417 (△ 11%)	

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(3) 外郭団体への再就職状況

再就職先名称	再就職先役職	退職時役職	退職年月日
(財)いわき市社会福祉施設事業団	植田児童館施設長	勿来支所参事兼次長	H25.3.31
(財)いわき市社会福祉施設事業団	理事長	行政経営部長	H25.3.31
(財)いわき市社会福祉施設事業団	事務局長	水道局次長	H25.3.31
(財)いわき市教育文化事業団	常務理事	教育部長	H25.3.31
いわき市アンモナイトセンター	所長	四倉公民館参事兼館長	H25.3.31
(財)いわき市勤労者福祉サービスセンター	常務理事	都市建設部長	H25.3.31
いわき市勿来関文学歴史館	館長	常磐公民館参事兼館長	H25.3.31
いわき市総合体育館	館長	消防長	H25.3.31
(株)いわき市観光物産センター	代表取締役専務	総務部長	H25.3.31

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 336,525	千円 218,857,627	千円 4,810,724	千円 20,346,931	% 9.3	% 13.0

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
24年度	人 2,258	千円 8,731,143	千円 1,835,488	千円 3,063,365	千円 13,629,996	千円 6,036	千円

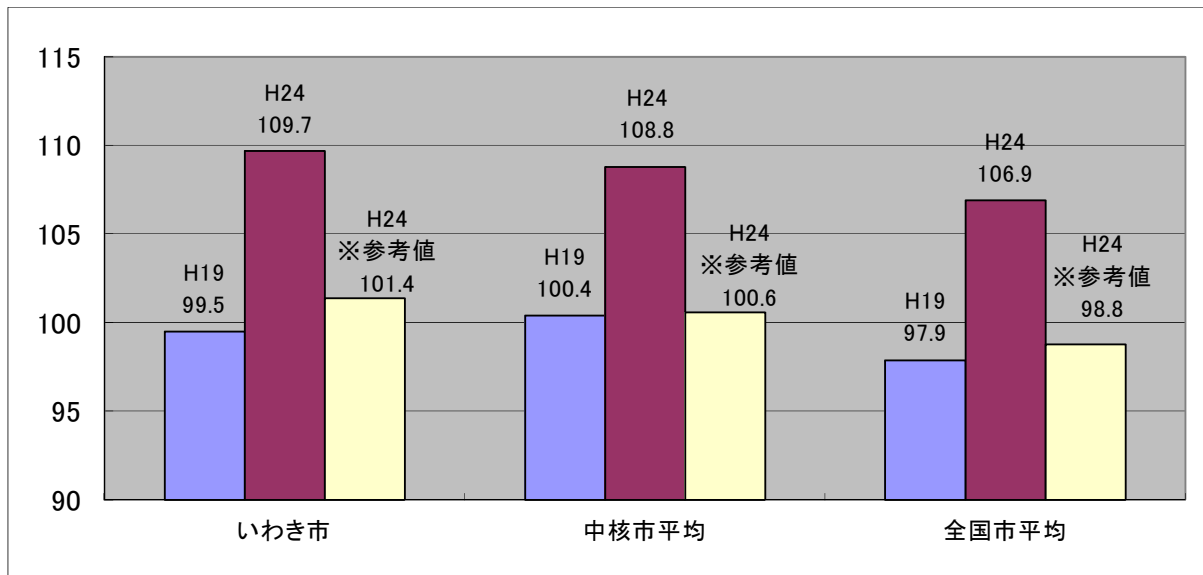
(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

③ 特記事項

特になし

④ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 中核市平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(2) 一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200	372,300	420,800	473,500
最高号給の給料月額	247,900	313,700	361,500	406,800	415,900	433,200	464,700	487,200	547,800

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
いわき市	40.4 歳	318,500 円	398,788 円	343,206 円
福島県	43.2 歳	338,300 円	419,966 円	— 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446)	—	376,257 円 (405,463)
中核市	歳	円	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算されたものです。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

イ 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
いわき市	53.3 歳	174 人	370,300 円	405,420 円	380,605 円
うち 自動車運転手	53.0 歳	39 人	372,800 円	415,513 円	390,962 円
うち 清掃職員	54.0 歳	49 人	376,300 円	433,941 円	376,300 円
うち 学校給食員	45.0 歳	2 人	324,800 円	344,100 円	336,100 円
うち 用務員	57.6 歳	1 人	383,300 円	416,400 円	407,800 円
うち 電話交換手	59.3 歳	1 人	392,500 円	401,100 円	392,500 円
うち その他	52.9 歳	82 人	366,200 円	385,022 円	369,937 円
福島県	53.0 歳	— 人	376,700 円	420,630 円	— 円
国	49.9 歳	— 人	272,119 円 (286,850)	— 円	309,534 円 (325,400)
中核市	歳	人	円	円	円

民間の類似職種の従業員データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成21年から平成23年までの3か年の平均値)であり、調理士及び自家用乗用自動車運転者は福島県平均、廃棄物処理従業員及び用務員は都道府県別のデータが公表されていないことから、全国平均の数値です。

なお、技能労務職の職種との比較にあたり、技能労務職員が市の正規職員のみであるのに対し、民間の従業員は、アルバイト等を含むなど、給与決定の要素となる年齢や勤続年数、業務内容、雇用形態等の点において、両者は必ずしも一致するものではありません。

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
いわき市	—	—	—	—
うち 自動車運転手	自家用自動車運転者	歳	円	
うち 清掃職員	廃棄物処理業従業員	歳	円	
うち 学校給食員	調理士	歳	円	
うち 用務員	用務員	歳	円	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
いわき市	—	—	—
うち 自動車運転手	6,545,056 円	円	
うち 清掃職員	6,737,292 円	円	
うち 学校給食員	5,455,700 円	円	
うち 用務員	6,646,900 円	円	

※ 民間の類似職種データについては、現時点で国からの公表が行われていないことから、空欄としております。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された
 期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

ウ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
いわき市	42.9 歳	340,195 円	356,924 円
うち 幼稚園教育職	41.5 歳	305,200 円	319,098 円
うち その他の教育職	46.6 歳	437,400 円	461,994 円

② 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		いわき市	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	144,500 円	—
	中学卒	131,400 円	136,100 円	—
教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(削減前)です。

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	263,768 円	317,818 円	362,048 円
	高校卒	222,100 円	255,455 円	307,867 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

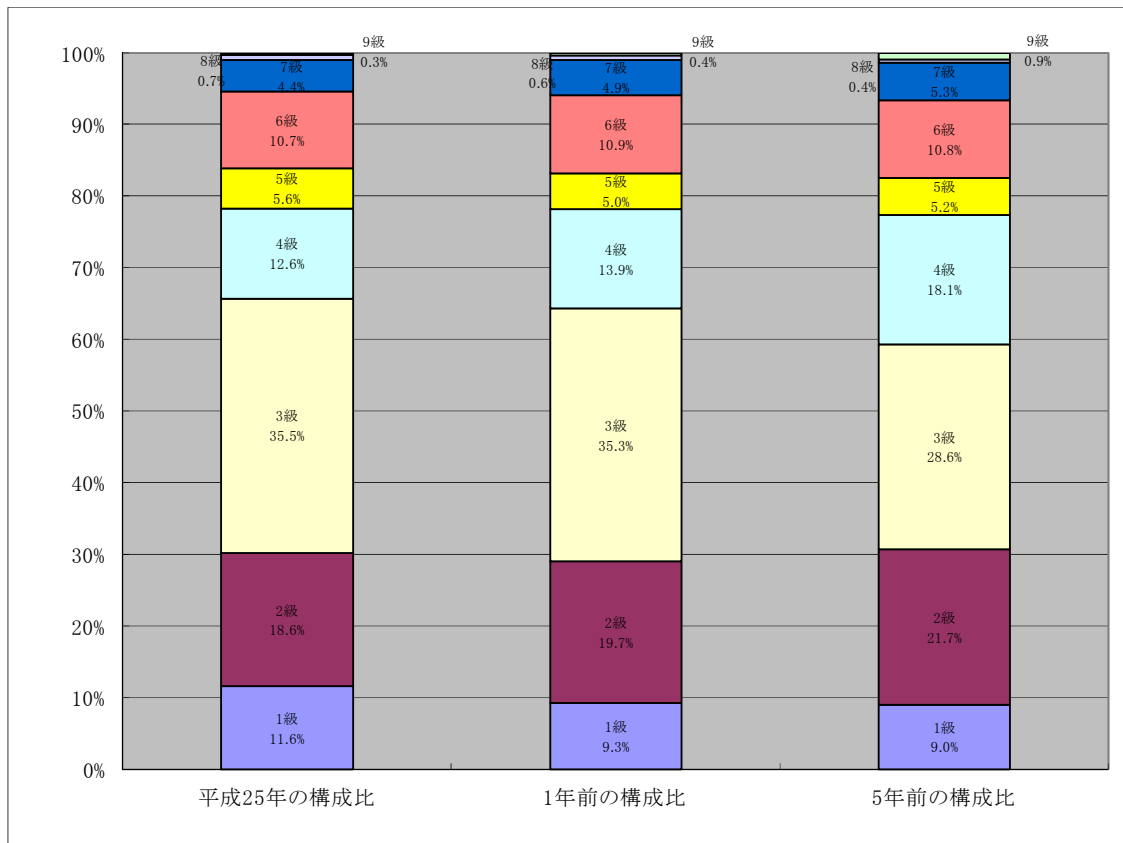
(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	係員の職務	165人	11.6%
2 級	(1) 主任の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	265人	18.6%
3 級	(1) 市長の事務部局の本庁の係長の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	505人	35.5%
4 級	(1) 市長の事務部局の本庁の課長補佐の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	180人	12.6%
5 級	(1) 市長の事務部局の本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	80人	5.6%
6 級	(1) 市長の事務部局の本庁の課長の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	152人	10.7%
7 級	(1) 市長の事務部局の部次長の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	63人	4.4%
8 級	(1) 市長の事務部局の部長の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	10人	0.7%
9 級	(1) 市長の事務部局の困難な業務を処理する部長の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	4人	0.3%

(注) 1 いわき市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



② 昇給への勤務成績の反映状況

【昇給の基準】					
昇給区分	A	B	C	D	E
特定職員	8号給以上	6号給	3号給	2号給	昇給なし
一般職員	8号給以上	6号給	4号給	2号給	昇給なし
55歳以上	4号給以上	3号給	2号給	1号給	昇給なし

【昇給の状況】				
職員数	標準超	標準	標準未	昇給なし
1,994人	328人	1,528人	30人	108人

※H25年4月1日における一般会計での行政職給料表適用者に係る昇給の状況です。

(用語解説)

特定職員・・・行政職給料表7級以上及びこれに相当する職員

一般職員・・・特定職員以外の職員

昇給区分A・・・勤務成績が極めて良好である職員

昇給区分B・・・勤務成績が特に良好である職員

昇給区分C・・・勤務成績が良好である職員

昇給区分D・・・勤務成績がやや良好でない職員

昇給区分E・・・勤務成績が良好でない職員

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

いわき市	福島県	国
1人当たり平均支給額 (24年度) 1,302 千円	1人当たり平均支給額 (24年度) 1,638 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

判定期間中の勤務状況(病気休暇、育児休業等の取得、中途採用等)を反映させ、支給割合は決定しているが、その他の職員については、勤務実績は反映させず、一律支給。

② 退職手当（平成25年4月1日現在）

いわき市				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.03	月分	28.7875	月分	23.03	月分	28.7875
勤続25年	32.83	月分	38.955	月分	32.83	月分	38.955
勤続35年	46.55	月分	55.86	月分	46.55	月分	55.86
最高限度額	55.86	月分	55.86	月分	55.86	月分	55.86
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			
自己都合				勸奨・定年			
1人当たりの平均支給額	3,633	千円	25,498	千円			

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績（平成24年度決算）		3,047 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		762 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都のうち特別区	18%	3人	18%
群馬県のうち前橋市	3%	1人	3%

④ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		48,972 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		52,432 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		37.0 %		
手当の種類（手当数）		29		
手当の名称	主な支給対象業務	支給対象職員	支給方法	手当額
市税及び国民健康保険税事務に従事する職員の特殊勤務手当	庁外において市税及び国民健康保険税の徴収等に関する業務、申告相談に関する業務及び資産調査に関する業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	日額	徴収 300円 賦課 200円
競輪開催業務に従事する職員の特殊勤務手当	競輪の開催日に当該業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	日額	300円
社会福祉業務手当	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する業務で、保護又は援護等を必要とする者等に訪問して行う生活指導、相談又は調査の業務に従事したとき	地区保健福祉センターに勤務する職員	日額	300円
行旅死病人取扱業務手当	行旅病人又は行旅死病人取扱法に規定する業務又は遺体の取扱いに従事したとき	左記業務に従事した職員	件	死亡人 3,500円 病人又は遺体 1,000円
下水道清掃業務手当	マンホール内での下水道のしゅんせつ又は公共汚水ます及び取付管内の清掃業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	日額	500円
廃棄物処理手当	廃棄物処理の業務に従事したとき(施設の巡回等を除く)	清掃センターに勤務する職員	日額	500円
廃棄物夜間処理手当	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる廃棄物処理の業務に従事したとき	清掃センターに勤務する職員	1勤務	1,650円
し尿処理手当	し尿処理の業務に従事する職員が当該業務に従事したとき(施設の巡回等を除く)	衛生センターに勤務する職員	日額	500円
下水道終末処理手当	下水道終末処理の業務に従事する職員が当該業務に従事したとき(施設の巡回等を除く)	衛生センターに勤務する職員	日額	500円

防疫作業手当	食中毒発生時の調査、感染症の予防及び感染症の患者の移送、消毒その他の措置に係る作業に従事したとき	保健所に勤務する職員	日額	300円
保健指導手当	結核患者の家庭訪問指導又は精神障害者の訪問調査、診察の補助若しくは立会い、護送、相談若しくは訪問指導の業務に従事したとき	保健所に勤務する職員又は地区保健福祉センターに勤務する保健師	日額	300円
狂犬病予防等業務手当	野犬の追跡、捕獲及び運搬又は処分作業に従事したとき、及び狂犬病予防法の規定に基づき犬の死体の引取り及び引渡し、検診、予防注射並びに解剖の作業に従事したとき	保健所に勤務する職員	日額	予防員 1,100円 その他 350円
化学検査等業務手当	有毒なガスの発生を伴う化学検査等の業務に従事したとき	保健所に勤務する職員	日額	250円
危険現場作業手当	地上10メートル以上の危険な高所において行う飲料水の貯水槽の立入検査の作業に従事したとき	保健所に勤務する職員	日額	240円
使用料等の徴収業務に従事する職員の特殊勤務手当	下水道使用料、下水道事業受益者負担金、市営住宅家賃、又は土地区画整理事業精算金の徴収のため庁外において勤務したとき	左記業務に従事した職員	日額	150円
火災出動手当	火災のため出動し、消火の作業に従事したとき	消防職員	1回	300円
救急業務手当	消防法第2条第9項又は救急救命士法施行規則第21条に規定する業務に従事したとき	消防職員	1回	250～510円
救助業務手当	災害又は事故現場に出動し、人命救助の作業に従事したとき	消防職員	1回	250円
危険物検査手当	消防法第11条又は第16条の5に規定により危険物の検査に従事したとき	消防職員	日額	300円
高所作業手当	おおむね10メートル以上の高所において救助、消火の作業若しくは救助の訓練又は危険物の検査に従事したとき	消防職員	1回	300円
夜間勤務手当	正規の勤務時間による勤務が深夜の場合	消防職員	1勤務	130円
機関員手当	消防自動車等を緊急用務のために運転する業務に従事したとき	消防職員	1勤務	普通 100円 大型 200円
潜水作業手当	潜水器具を着用して、潜水作業に従事したとき	消防職員	1回	310円
病虫害の防除作業に従事する職員の特殊勤務手当	病虫害の防除のため毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物に該当する農薬の調整及び散布の作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	日額	180円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	公共の用に供する事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務で、市長が困難であると認めるものに従事したとき	左記業務に従事した職員	日額	300円
幼稚園に勤務する職員の特殊勤務手当	保育業務に従事したとき	幼稚園に勤務する職員	月額	3,000円
保育所に勤務する職員の特殊勤務手当	保育業務に従事したとき	保育所に勤務する職員	月額	3,500円
放射能照射介助業務に従事する職員の特殊勤務手当	エックス線その他の放射線の照射を受ける患者の介助に従事したとき	国民健康保険診療所に勤務する看護師又は准看護師である職員	日額	100円
家畜伝染病防疫作業手当	家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病が発生し、又は流行している区域において、当該伝染病の病原体に感染し、又は感染するおそれのある物体の処理作業に直接従事したとき	左記業務に従事した職員	日額	290円
災害応急作業等手当	東日本大震災に対処するための作業に従事した場合	左記業務に従事した職員	日額	660～40,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	983,653 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	390 千円
支給実績（23年度決算）	1,453,800 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	570 千円

⑥ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	国制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額(24決)
扶養手当		①配偶者 ②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③満60歳以上の父母及び祖父母 ④満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者…13,000円 ・子等…6,500円 ・1人(配偶者なし)…11,000円 ・特定期間加算…5,000円 	
	同		245,593 千円	210,990 円
住居手当		職員が、自ら居住する住宅(貸間含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料含む)を支払っている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・20,500円以下の家賃…家賃月額-9,500円 ・20,500円を超える家賃(支給限度額 27,000円) …11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2 	
	異	国においては、月額12,000円を超える家賃を支払っている場合支給	149,176 千円	283,066 円
通勤手当		①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	<ul style="list-style-type: none"> ①運賃相当額が55,000円以下については運賃等相当額 ②距離区分に応じて支給 	
	異	自動車等使用者における距離区分、支給額ともに福島県に準拠している	198,572 千円	87,438 円
管理職手当		管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づき、給料月額について適正な特別調整額を支給することができる ※給料の特別調整額を受ける職員には、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は支給されない	<ul style="list-style-type: none"> ・困難部長職 …92,800円 ・部長、同相当職…86,900円 ・次長、同相当職…72,000円 ・課長、同相当職…59,300円 ・主幹 …50,300円 ・小規模支所次長…32,100円 	
	異	国に準じた考え方を基本として、各職階ごとの支給額を算出している	198,203 千円	731,377 円

(6) 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分		給	料	月	額	等
給 料	市 長	710,000	(1,089,000)	円	1,180,000	円 / 565,000 円
	副 市 長	705,000	(891,000)	円	960,000	円 / 705,000 円
報 酬	議 長	700,000		円	827,000	円 / 625,000 円
	副 議 長	660,000		円	748,000	円 / 555,000 円
	議 員	630,000		円	700,000	円 / 510,000 円
期 末 手 当	市 長	(24年度支給割合)				
	副 市 長	2.90 月分				
手 当	議 長	(24年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	2.90 月分				
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	給料月額×在職月数×22.5/100		11,761,200 円	任期ごと	
備 考		(給料月額×在職月数×45/100)		(23,522,400円)	(任期ごと)	
		給料月額×在職月数×35/100		14,968,800 円	任期ごと	

- ※ 市長の給料については約35%、副市長については約20%減額された後の額であり、()が減額前の額です。
- ※ 市長の退職手当の上段は、平成21年10月29日に市長の職にあった者の退職手当についてです。
- ※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(7) 公営企業職員(水道事業)の状況

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 7,052,839	千円 1,934,691	千円 1,018,416	% 14.4	% 13.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
24年度	人 185	千円 655,348	千円 133,977	千円 229,091	千円 1,018,416	千円 5,504	千円 —

(注) 1 職員手当には、退職給与費を含みません。

2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	40.7 歳	315,928 円	474,386 円
団体平均	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	団体平均
1人当たり平均支給額(24年度) 1,238 千円	1人当たり平均支給額(24年度) — 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 — 月分 — 月分 勤勉手当 — 月分 — 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

水 道 事 業				団 体 平 均			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.03 月分	28.79 月分		勤続20年	— 月分	— 月分	
勤続25年	32.83 月分	38.96 月分		勤続25年	— 月分	— 月分	
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分		勤続35年	— 月分	— 月分	
最高限度額	46.55 月分	55.86 月分		最高限度額	— 月分	— 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）							
	自己都合	勸奨・定年			自己都合及び勸奨・定年		
1人当たりの平均支給額	27,278 千円	27,278 千円		1人当たりの平均支給額	— 千円	— 千円	

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）					7,448 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）					40,258 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）					54.6 %
手当の種類（手当数）					6
手当の名称	主な支給対象業務	支給対象職員	支給方法	手当額	
危険手当	1 600V超の電力操作に従事した場合 2 毒物劇物を用いた業務に従事した場合 3 10m以上高所4m以下深所作業に従事した場合	左記業務に従事した職員	日額	1 240円 2 150円 3 240円	
停水処分手当	滞納整理業務	直接停水業務に従事した職員	件数	350円	
施設維持管理手当	維持管理業務	水道施設の維持管理に従事した職員	回数	350円	
用地交渉等手当	用地交渉業務	土地取得、損失補償交渉に従事した職員	日額	300円	
緊急呼出手当	維持管理業務等	週休日等に緊急呼出で勤務した職員	回数	〔22時～5時〕 1,240円 〔上記以外〕 930円	
災害応急作業等手当	災害応急作業等業務 1 東京電力福島第一原発敷地内での作業 2 帰還困難区域での作業 3 居住制限区域での作業 4 警戒区域での作業 5 避難のための立退きを行うこととされた区域での作業	左記業務に従事した職員	日額	1 3,300～40,000円 2 1,330又は6,600円 3 660又は3,300円 4 1,330又は6,600円 5 1,000又は5,000円	

エ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	68,504 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	370 千円
支給実績（23年度決算）	146,225 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	790 千円

オ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額(24決)
扶養手当		①配偶者 ②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③満60歳以上の父母及び祖父母 ④満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者・・・13,000円 ・子、父母等・・・6,500円 (配偶者なし:うち1人は11,000円) ・特定期間加算・・・5,000円 	
	同		24,356 千円	236,469 円
住居手当		①職員が、自ら居住する住宅(貸間含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料含む)を支払っている場合 ②世帯主である職員が、自らの所有に係る住宅に居住して知る場合	(借家) ・20,500円以下の家賃・・・家賃月額-9,500円 ・20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円) ……11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2	
	同		10,123 千円	289,231 円
通勤手当		①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	①運賃相当額が55,000円以下については運賃等相当額 ②距離区分に応じて支給	
	同		14,035 千円	95,478 円
管理職手当		管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づき、給料月額について適正な特別調整額を支給することができる ※給料の特別調整額を受ける職員には、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は支給されない	<ul style="list-style-type: none"> ・局長、参与、技監・・・給料表が9級の場合92,800円、給料表が8級の場合86,900円 ・次長、参事・・・72,000円 ・課長、工事事務所長・・・59,300円 ・統括主幹、主幹・・・50,300円 	
	同		9,511 千円	731,604 円

(8) 公営企業職員(病院事業)の状況

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 17,804,546	千円 1,104,280	千円 9,116,552	% 51.5	% 52.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
24年度	人 996	千円 3,813,909	千円 1,240,227	千円 1,295,659	千円 6,349,795	千円 6,375	千円 —

(注) 1 職員手当には、退職給与費を含みません。

2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	病 院 事 業	44.0 歳	516,744 円	1,419,207 円
	団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円
看 護	病 院 事 業	40.3 歳	304,688 円	448,569 円
	団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円
事 務	病 院 事 業	38.3 歳	302,499 円	477,068 円
	団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病 院 事 業		団 体 平 均	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,343 千円		1人当たり平均支給額(24年度) — 千円	
(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.4) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 — 月分 — 月分	勤勉手当 — 月分 — 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

病 院 事 業				団 体 平 均			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分		勤続20年	— 月分	— 月分	
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分		勤続25年	— 月分	— 月分	
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分		勤続35年	— 月分	— 月分	
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分		最高限度額	— 月分	— 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）							
	自己都合	勸奨・定年			自己都合及び勸奨・定年		
1人当たりの平均支給額	8,939 千円	25,326 千円		1人当たりの平均支給額	— 千円	— 千円	

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）					658,704 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）					810,215 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）					82.4 %
手当の種類（手当数）					9
手当の名称	主な支給対象業務	支給対象職員	支給方法	手当額	
診療業務に従事する職員の特殊勤務手当	医師である職員が診療業務に従事したとき	医師	月額	勤務1月について病院の月平均診療収益の100分の5の範囲内	
集中治療業務に従事する職員の特殊勤務手当	集中治療業務に従事したとき	集中治療棟等に勤務する看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）	月額	1,500円	
放射線照射介助業務に従事する職員の特殊勤務手当	エックス線その他の放射線の照射を受ける患者の介助業務に従事したとき	看護師等である職員	日額	100円	
死体処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	死体の処理作業に従事したとき	看護師等である職員	1件	1,000円	
手術場等に勤務する職員の特殊勤務手当	手術場に勤務することを常例とする職員が、当該業務に従事したとき	手術場の業務に従事する職員	月額	1,150円	
運搬業務に従事する職員の特殊勤務手当	職員が患者輸送のため患者輸送用車両の運搬業務に従事したとき	患者輸送業務に従事した職員	日額	250円	
夜間看護等に従事する職員の特殊勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	看護師等及び助産師である職員	1勤務	深夜全部 3,400円 深夜4時間以上 1,650円 深夜2～4時間未満 1,450円 深夜2時間未満 1,000円 救急医療等 620円	
主任的業務に従事する職員の特殊勤務手当	病院長が当該業務について主任的業務を担当することを命じた職員	主任的業務に従事する職員	月額	医(2) 15,000円 医(3) 12,500円	
磐城共立高等看護学院の教諭の特殊勤務手当	磐城共立高等看護学院の教諭	磐城共立高等看護学院の教諭である職員	月額	専門及び主任教諭 11,500円 教諭 7,000円	

エ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	135,430 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	135 千円
支給実績（23年度決算）	113,836 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	129 千円

オ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額(24決)
扶養手当		①配偶者 ②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③満60歳以上の父母及び祖父母 ④満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	・配偶者・・・13,000円 ・子、父母等・・・6,500円 (配偶者なし:うち1人は11,000円) ・特定期間加算・・・5,000円	
	同		48,430 千円	212,414 円
住居手当		①職員が、自ら居住する住宅(貸間含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料含む)を支払っている場合 ②世帯主である職員が、自らの所有に係る住宅に居住している場合	(借家) ・20,500円以下の家賃・・・家賃月額-9,500円 ・20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円) ……11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2	
	同		48,358 千円	268,658 円
通勤手当		①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	①運賃相当額が55,000円以下については運賃等相当額 ②距離区分に応じて支給	
	同		64,194 千円	78,286 円
管理職手当		管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づき、給料月額について適正な特別調整額を支給することができる ※給料の特別調整額を受ける職員には、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は支給されない	【行政職】 事務局長・・・92,800円 参事・・・72,000円 事務局次長、課長・・・59,300円 統括主幹、主幹・・・50,300円 【医療職(1)】 院長・・・141,800円 副院長、診療局長、部長等・・・113,500円 科長等・・・72,400円 【医療職(2)】 薬局長、技師長・・・80,400円 副薬局長・・・64,300円 【医療職(3)】 副院長・・・85,400円 看護部長・・・68,300円 副看護部長等・・・56,600円 看護師長等・・・48,100円	
	同		96,134 千円	961,343 円

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間及び週休日等(平成25年4月1日現在)

区 分	一般の職員（右以外の職員）	再任用短時間勤務職員
勤務時間	4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分 1日につき7時間45分 (午前8時30分～午後5時15分)	4週間を超えない期間につき2週間当たり38時間45分 1日につき7時間45分以内
週休日	日曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において設ける
休日	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年1月3日 	

※ 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員は、上記と異なります。

(2) 休憩時間(平成25年4月1日現在)

午後0時から午後1時までの60分間を休憩時間としています。なお、公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員はこの限りではありません。

(3) 休暇及び休業

区 分	趣 旨	付与日数・期間
年次休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とした休暇	20日
病気又は負傷のための休暇	職員が病気又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	90日※
療養休暇	職員が結核性疾患により長期の療養を要すると認められる場合における休暇	2年
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、勤務しないことが相当であるとして市長が規則で定める休暇	休暇ごとに定められた日数
介護休暇	職員が傷病等により日常生活を営むのに支障がある家族等を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇	6月
育児休業	子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉の増進すること及び本市の行政の円滑な運営に資することを目的としたもの。(無給)	子が3歳に達するまで
部分休業	育児休業と同様の趣旨。1日を通して2時間以内で取得する。(取得した時間分給与減額)	子が小学校就学の始期に達するまで

※ 脳血管疾患、心臓疾患、肝臓疾患、精神科疾患等については、180日

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数（平成24年度実績）

分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障等のため職員が十分に職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合		1			1
心身の故障の場合			105		105
職務に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少による過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0
計	0	1	105	0	106

(注) 処分件数に着目して計上したもので、延べ人数です。

(2) 懲戒処分者数（平成24年度実績）

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
交通事故・違反	8	3	0	0	11
交通事故・違反以外	0	1	1	0	2

5 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可件数

地方公務員法第38条第1項の規定により、職員は、任免権者の許可を受けなければ、営利企業等に従事してはならないこととされており、次の許可基準を満たしている場合に例外的に許可しています。

- ・営利企業等に従事しても職務遂行上、能率の低下をきたすおそれがない場合。
- ・職員の職と営利企業等との間に、特別な利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他の公正を妨げるおそれがないこと。
- ・職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと。

平成24年度の許可の件数は、7件です。

(許可の主な理由)

- ・統計調査
- ・講演会講師

(2) 他団体事務従事承認件数

いわき市職員サービス規程第17条の規定により、職員が、国、他の地方公共団体その他公共的団体の事務に、無報酬で従事する場合においても、公務能率を確保する観点から任命権者の承認を得ることとしています。

平成24年度の承認件数は、100件です。

(承認の主な内容)

- ・職務と関連のある公共的団体の事務に従事する場合。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成24年度実績）

		研修名	受講者数	
集合研修	基本研修	新規採用職員研修	233	
		一般職員研修	148	
		中堅職員研修	249	
		監督者研修	219	
		管理者研修	313	
		計	1,162	
	特別研修	契約実務講座	30	
		公務員倫理研修	140	
		コンプライアンス研修	74	
		市民サービスのためのコミュニケーション能力養成講座(クレーム対応)	78	
		男女パートナーシップ研修	23	
		人事評価及び部下育成のためのOJT研修	80	
		メンタルヘルス講習会	40	
		チームワーク強化研修	46	
		モチベーションアップ研修	29	
		公務員倫理を考える(JKET)指導者養成講座	11	
		庁内講師研修会	7	
		職場研修推進委員研修	24	
		新規採用職員指導者研修	70	
		交通安全研修	370	
		応急手当講習	142	
		計	1,164	
		派遣研修	消防庁	1
			資源エネルギー庁	1
			(社)いわき観光まちづくりビューロー	1
	全国市町村国際文化研修所		1	
	市町村職員中央研修所		3	
ふくしま自治研修センター	23			
日本経営協会ほか	21			
国内行政実務調査研修	25			
計	76			
自主研修	e-ラーニング	80		
	計	80		
合計			2,482	

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の勤務実績が正しく評価され、その結果に基づいて身分取扱がなされることは、職員の士気を高め、公務能率を増進する上で最も大事なことです。したがって、人事評価に当たっては信賞必罰主義に徹することとし、さらには、①日常の観察又は指導から把握した職員の勤務態度、能力、適正、勤務意欲等に基づき的確な判断を行う ②心情、性別、政治的意見等によって職員を差別しない ③職員の年齢、勤務年数の長短にとらわれない等、より公平、正当な評価に努めています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（平成24年度実績）

生活習慣病予防健康診断は、
 ①全職員を対象とする視力検査、血圧検査、尿検査、聴力検査、血液検査、胸部エックス線検査、眼底検査
 ②25歳以上の職員を対象とする心電図検査
 ③30歳以上の職員を対象とする胃の検査
 ④35歳以上の職員を対象とする大腸がん検査
 ⑤40歳以上の職員を対象とする喀痰検査（肺がん検査）
 を実施しました。
 また、清掃センター勤務職員、特定化学物質取扱職員、消防職員、保健所勤務職員を対象に特別健康診断を実施しました。
 このほか、30歳以上の女子職員を対象に子宮がん検診を、また、40歳以上の女子職員を対象に乳がん検診を実施しました。

各健康診断の受診者数

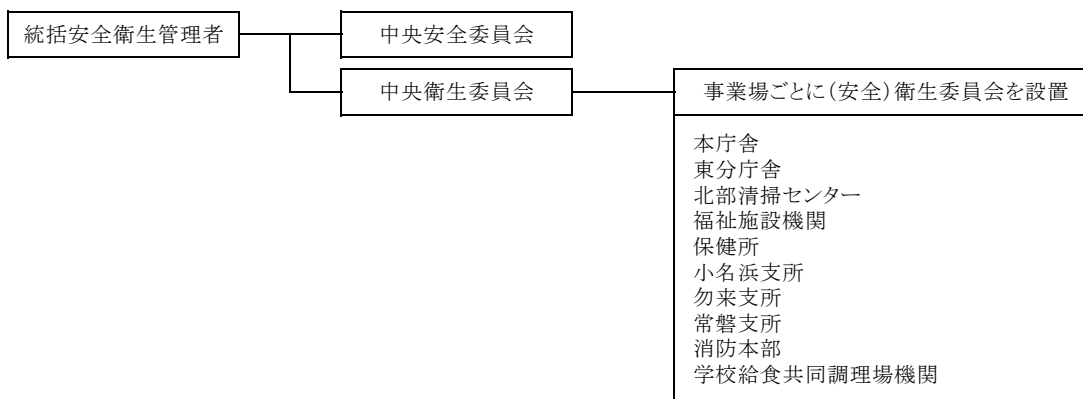
項目	内容	人数
生活習慣病予防健康診断		2,826
	心電図検査	2,650
	胃がん検診	1,957
	大腸がん検診	1,473
	肺がん検診	429
特別健康診断	清掃センター勤務職員等	340
子宮がん検診		230
乳がん検診		83
人間ドック		580

(2) メンタルヘルス対策の状況

事業場内部の相談窓口として、健康と心の問題を含んだ「総合健康相談」窓口を設置し、事業場外部に専門医療機関に委託した「こころの健康相談」及び「心理相談」窓口を設置しています。

(3) 職員安全衛生管理体制の状況

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法に基づき、(安全)衛生委員会を組織し、活動を行っています。



(4) 公務災害・通勤災害の状況（平成24年度実績）

区分	請求件数	認定件数	不認定件数
公務災害	39	38	1
通勤災害	4	4	0

(5) 職員互助組織の設置及び活動状況

地方公務員法第42条に基づき職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、いわき市職員共助会を設置し、保健・保養、教養、体育振興などの事業を行っております。

項目	内容	
会員数	3,574名(平成24年4月1日現在)	
負担率	職員掛金:給料本俸の4/1,000	
負担額	職員掛金:55,450千円	市補助金:11,019千円
事業内容	給付:出産祝金、入学祝金、弔慰金など13種類	
	健康増進:人間ドック事業等	
	文化体育:体育、文化部活動助成等	
	貸付事業:生活資金の貸付	

※ 市補助金は上記事業の内、人間ドック事業にのみ充てられています。

8 公益通報(内部通報)の状況

(1) 公益通報受理件数(平成24年度実績)

受理した公益通報の区分	件数
法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実	0
市民等の生命、身体の保護、財産その他の利益の擁護、環境の保全及び公正な競争の確保等に重大な影響を与えるおそれのある事実	0
市に対する市民等の信頼を損なうおそれがある事実	0

9 働きかけ及び不当要求行為等への対応状況

(1) 対応件数(平成24年度実績)

働きかけ・不当要求行為等の別	対応年月日	主な内容(項目)	行為主体者の類型	担当部局名
不当要求行為等	H24.7.19	乱暴な言動等により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	小名浜支所
不当要求行為等	H24.8.24	乱暴な言動等により職員に心身の不安を抱かせる行為	個人	好間支所
不当要求行為等	H24.11.2	市の事務及び事業の適正な執行並びに庁舎等の施設の保全及び秩序の維持に支障を生じさせる、又はそのおそれのある行為	個人	常磐公民館
不当要求行為等	H25.1.23	暴力行為、脅迫行為、威力を示す行為、困惑させる行為その他これらに類する社会常識を逸脱した手段(以下「不当な手段」という。)を用いて、職員に職権を行使すること又は行使しないことを要求する行為	個人	平地区保健福祉センター

10 公平委員会の業務の状況

いわき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年いわき市条例第1号）第4条の規定に基づき、報告のあった、平成24年度におけるいわき市公平委員会の業務の状況について、次のとおりです。

はじめに

公平委員会は、地方公共団体に勤務する職員の利益の保護と、人事行政の公正の確保を図るために、地方公共団体の長やその他の任命権者から独立した地位を有する、専門的な人事行政機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の2及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条の定めるところにより置かれる執行機関である。

地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割」（地方自治法第1条の2）を担うため、幅広い事務を行っている。

この幅広い事務を行うに当たって、地方公共団体は、その長の所轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する、系統的に構成された執行機関によりそれぞれの事務を執行している（地方自治法第138条の3）が、この執行機関を構成する大きな要素は、いうまでもなく、人的要素である職員である。その意味で、地方公共団体が求められる役割の実現は、職員一人ひとりの双肩にかかっているといても過言ではない。

そこで、職員が、全体の奉仕者として、各自の能力を十分に発揮して、住民に期待される役割を十分に果たすためには、民主的で、かつ、効率的な人事行政の運営を確保し、職員が職務の遂行に当たって、全力を挙げて専念できる制度が確立されていなければならない。

それらの制度の1つとして、公平委員会は、専門的、中立的な人事行政機関として、より適正な人事行政の運営が行われるようにすることをその使命とするものである。

公平委員会の権限

専門的、中立的な人事行政機関として、公平委員会に与えられた権限は、次のとおりである。

- 1 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。（地方公務員法第46条）
- 2 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。（地方公務員法第49条の2）
- 3 職員の苦情を処理すること。（地方公務員法第8条第2項第3号）
- 4 重要な行政上の決定を行う職員その他の職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）の範囲を定めること。（地方公務員法第52条）
- 5 職員団体の登録（役員、規約の変更の登録）をすること。（地方公務員法第53条）
- 6 市立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する審査の請求を審査し、裁定すること。（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条）

公平委員会の組織

公平委員会の委員は、議会の同意を得て、市長により選任（地方公務員法第9条の2）された3人の委員により構成される。

現在の委員は、次のとおりである。

委	員	長	國井	達夫
委	員	長職務代理者	金成	俊男
委	員		八幡	美智子

また、公平委員会の事務を処理する組織として、事務局を置き、事務局長ほか書記3人を配置している。（事務局長ほか書記3人については、市長の補助機関の総務部総務課の職員を併任している。）

前年度における業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求の制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものである。

この制度は、単に職員の勤務条件に関する不平不満の解消を図るというだけではなく、労働基本権を制約されている職員が勤務条件の積極的な改善と適正化を能動的に求めることを保障するものであり、労働基本権制約の代償的機能を果たすものである。

事案の処理に当たっては、判定によりその判断を示すことを基本に処理を進めることとしているが、場合によっては、要求内容、事案の性質等に応じてあつせん等により解決を図ることとしている。

措置要求の審査は、いわき市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和42年いわき市公平委員会規則第5号）に定められた手続に従って行っており、平成23年度までに5件の事案を処理している。

平成24年度においては、受け付けた事案はなかった。

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員からその意に反して、降任、免職、休職、降給その他著しく不利益な処分又は懲戒処分を受けたとして審査請求があった場合に、公平委員会が審理を行い、当該処分を承認し、又は修正し、若しくは取り消す判定を行うものである。

公平委員会は、処分を修正し、又は取り消した場合には、その処分によって生じた職員の不利益を回復するための処置を行い、又は処分者に対し必要な処置を行うよう指示することとされている。

なお、不利益処分については、公平委員会によってのみ審査され、その判定は、行政機関における最終のものである。

不利益処分の審査は、いわき市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和42年いわき市公平委員会規則第6号）に定められた手続に従って行っており、平成23年度までに4件の事案を処理している。

平成24年度においては、受け付けた事案はなかった。

3 職員の苦情の処理の状況

職員の苦情の処理制度は、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てに必ずしも至らないような職員の苦情に対し適切に対応するため、平成17年4月から新たに加わったものである。

複雑・高度化する行政需要やそのための勤務環境の整備など、職員を取り巻く状況が大きく変化する中で、職員から任用、給与、勤務時間などの勤務条件に関するもののほか、職場における様々な問題についての苦情相談が考えられることから、毎月委員1人を相談員として配置し、相談業務を行うこととしている。

職員の苦情の処理は、いわき市職員からの苦情相談に関する規則（平成17年いわき市公平委員会規則第1号）及びいわき市苦情相談事務取扱要綱（平成17年3月29日制定）に定められた手順に従って行うものとされており、平成23年度までに2件の事案を処理している。

平成24年度においては、平成24年9月13日に受理した事案1件を処理した。

4 管理職員等の範囲を定めることの状況

管理職員等の範囲を定める制度は、管理職員等は、管理職員等のみで職員団体を結成することはできるが、それ以外の職員（いわゆる「一般職員」）と同一の職員団体を組織することはできないこととされているため、公平委員会が、あらかじめその範囲を定めることとされているものである。

これは、管理職員等と一般職員とは労使関係における立場が異質であり、両者が混在する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くと考えられるためである。

「管理職員等」とは、地方公務員法第52条において、①重要な行政上の決定を行う職員、②重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、③職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、④職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方

針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員、⑤その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員、とされている。

管理職員等の範囲については、いわき市管理職員等の範囲を定める規則（昭和42年いわき市公平委員会規則第2号）にその範囲を定め、執行機関の組織又は職の改廃等があった場合には、それに適応するよう適時に同規則の改正を行っている。

平成24年度においては、平成24年5月1日に次のとおり規則を改正した。

新設又は廃止した職

(1) 本庁

機 関	新設した職	廃止した職
市長部局	秘書担当の主任主査	復興監 病院建設準備室長

(2) 出先機関

機 関	新設した職	廃止した職
消費生活センター	所長	—
保健所	課長補佐	—

5 職員団体の登録（役員、規約の変更の登録）の状況

職員団体の登録制度は、職員団体が地方公務員法に定める要件を満たした民主的、かつ、自主的な団体であることを公平委員会が公証するものであり、これによって、交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係の確立を期待したものである。

その登録の要件としては、①職員団体の規約で一定の要件が定められていること、②職員団体の重要な事項が民主的な手続で決定されていること、③職員団体の構成員が同一の地方公共団体の職員のみで組織されていること、とされており、またこれは、登録された

職員団体が引き続き登録されている要件にもなっている。

登録された職員団体は、①交渉における地位、②在籍専従職員設置の許可、の便宜が地方公務員法の規定により、③法人格の取得、の便宜が職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の規定により、それぞれ付与される。

職員団体の登録は、いわき市職員の職員団体の登録に関する条例（昭和41年いわき市条例第15号）に定められた手続に従って行っており、平成23年度までに自治労いわき市職員労働組合を登録している。

平成24年度においては、自治労いわき市職員労働組合について、次のとおり変更の登録をした。

平成25年3月18日（役員の変更の登録）

6 市立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する審査の状況

市立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の実施に関する審査制度は、学校医等の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関し異議があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で裁定を行うものであり、平成14年4月から新たな事務として加わったものである。

学校医等の公務上の災害に関する異議に対する審査は、いわき市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する審査の請求に関する規則（平成14年いわき市公平委員会規則第2号）に定められた手続に従って行うものとされているが、平成23年度までに処理した事案はない。

平成24年度においては、受け付けた事案はなかった。